

【表1】

補助限度額表

(単位：円)

世帯の区分		補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000
B	市町村民税の所得割が課税されていない世帯	272,000	308,000	308,000
C	市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	187,200	247,000	308,000
D	市町村民税の所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
E	市町村民税の所得割額が211,200円以上の世帯	16,000	154,000	308,000

【表2】

ひとり親世帯等に該当する場合の補助限度額表

(単位：円)

世帯の区分		補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000
B	市町村民税の所得割が課税されていない世帯	308,000	308,000	308,000
C	市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	272,000	308,000	308,000
D	市町村民税の所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
E	市町村民税の所得割額が211,200円以上の世帯	16,000	154,000	308,000

※ひとり親世帯等とは

母子、寡婦、父子世帯または在宅障がい者（児）のいる世帯、生活保護世帯等

◆表の見方の注意点（表1、表2共通）

○市町村民税の所得割額について

- ・平成30年度課税額で算定します。
- ・所得割額の確認は「課税証明書」で確認することができます。

○通園する子どもが第何子にあたるかについて

- ・A、B、C区分の世帯については、生計を一にする兄・姉（年齢制限なし）を第1子として、第何子にあたるかを数えます。
- ・D、E区分の世帯については、生計を一にする兄・姉のうち、小学校3年生までの兄・姉を第1子として、第何子にあたるかを数えます。

※小学校4年生以上のお子さんはカウントしません。